

佐世保工業高等専門学校実習工場規程

(平成25年2月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校実習工場（以下「実習工場」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 実習工場は、専門学科共通の実習教育に必要で、且つ安全安心な設備・環境を整備し、実践的技術者養成の支援を行うことを目的とする。

(施設)

第3条 実習工場の施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 機械エリア
- 二 工場CAM室
- 三 ものづくりエリア
- 四 溶接鍛造エリア
- 五 鑄造エリア

(業務)

第4条 実習工場は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 実習工場の施設・設備の維持・管理に関すること
- 二 本校の学生・教職員に対する技術教育及び研究支援に関すること
- 三 地域社会との連携に基づく技術協力に関すること
- 四 その他実習工場の目的達成に必要な業務に関すること

(組織)

第5条 実習工場に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 実習工場長
- 二 実習工場主任
- 三 実習工場副主任
- 四 技術室第3技術班所属職員
- 五 その他校長が必要と認めた者

(実習工場長)

第6条 実習工場長は、機械工学科長をもって充てる。

2 実習工場長は、実習工場の業務を掌理する。

(実習工場主任)

第7条 実習工場主任は、機械工学科に所属する教員の中から実習工場長が選任する。

2 実習工場主任は、実習工場長の業務を補佐する。

3 実習工場主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(実習工場副主任)

第8条 実習工場副主任は、技術室第3技術班班長をもって充てる。

2 実習工場副主任は、実習工場主任の業務を補佐する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、実習工場の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。